

東日本大震災からの復旧・復興への対応について

- 復興に向けた指針策定のための復興構想について幅広く議論を行うため、平成 23 年 4 月 11 日、東日本大震災復興構想会議を設置（議長：五百旗頭真防衛大学校長）。6 月 25 日、「復興への提言～悲惨のなかの希望～」を策定。【参考 1】

「復興への提言」ポイント

◆ 新しい地域のかたち

- 地形の特性に応じた土地利用
- 地域住民の主体的な参画

◆ くらしとしごとの再生

- 地域包括ケアと学校の機能拡大
- 産業振興による雇用復興
- 研究開発による技術革新を通じた新産業・雇用の創出
- 農林業・水産業の復旧・復興、観光振興

◆ 原子力災害からの復興に向けて

- 被災者支援、放射線量の測定と公開、土壌汚染対応、住民の健康管理
- 再生可能エネルギー関連産業の振興による雇用創出、環境修復や医療拠点の形成

◆ 開かれた復興

- 高齢化や環境問題に対応した世界の先駆けとなる復興モデルの構築
- 国際社会との絆の強化
- 「新しい公共」の活用
- 災害に強い国づくり

- 6 月 24 日、東日本大震災復興基本法が施行され、東日本大震災復興対策本部が設置。

7 月 29 日、復興対策本部において、「東日本大震災からの復興の基本方針」を策定。【参考 2】

「復興の基本方針」ポイント

- 復興期間は 10 年（当初の 5 年間は集中復興期間）。
- 復興特区制度の創設、使い勝手のよい交付金の創設
- 当初 5 年間（27 年度末まで）の事業規模は 19 兆円程度、10 年間では 23 兆円程度
- 復興庁（仮称）の検討

◆ 復興施策

(1) 地域における暮らしの再生

- 学校等のハード、ソフト両面の防災機能の強化
- 被災地のニーズや実情を踏まえた就学援助や奨学金等の多様で手厚い就学支援
- 教職員配置の特例的措置、スクールカウンセラー等の派遣
- 大学・高専等における先進的な教育の実施や産学官連携の取組みの支援
- 文化財等の修理・修復の推進
- 地域におけるスポーツ活動の促進、国際競技大会の招致・開催

(2) 地域経済活動の再生

- 大学等における復興のためのセンター的機能の整備

(3) 大震災の教訓を踏まえた国づくり

- 地震・津波等の観測・監視・予測体制の強化
- 地域も巻き込んだ防災教育の推進
- 震災に関する学術調査、関係資料・映像等のデジタル化

(4) 原子力災害からの復興

- 放射線量等のモニタリングと情報提供
- 子どもたちが受ける被ばく線量低減のための取組を着実に実施
- 被災者に対する迅速、公平かつ適切な賠償を推進
- 放射線の影響に関する長期的健康管理や最先端の研究・医療の拠点整備
- 放射性物質の除染の実施と環境修復技術等の研究拠点の形成
- 再生可能エネルギーの世界最先端の研究拠点の整備

復興構想会議「復興への提言～悲惨のなかの希望～」のポイント
(平成 23 年 6 月 25 日(土))

1. 本提言のポイント

「悲惨」な状況にある被災者と心をつなぐ、全国民的な連帯のもとで、被災地に「希望」のあかりをともし、ともに生きるのコンセプトで、

- ①人と人、地域と地域、企業と企業等を「つなぐ」
- ②大自然災害を封ずるのではなく、災害時の被害を最小化する「減災」をキーワードに、以下の4つの章立てで、具体策を提示。

○ 新しい地域のかたち

- ・ 地形の特性に応じた土地利用
- ・ 地域住民の主体的な参画

○ くらしと仕事の再生

- ・ 地域包括ケアと学校の機能拡大
- ・ 産業振興による雇用復興
- ・ 研究開発による技術革新を通じた新産業・雇用の創出
- ・ 農林業・水産業の復旧・復興、観光振興

○ 原子力災害からの復興に向けて

- ・ 被災者支援、放射線量の測定と公開、土壌汚染対応、住民の健康管理
- ・ 再生可能エネルギー関連産業の振興による雇用創出、環境修復や医療拠点の形成

○ 開かれた復興

- ・ 高齢化や環境問題に対応した世界の先駆けとなる復興モデルの構築
- ・ 国際社会との絆の強化
- ・ 「新しい公共」の活用
- ・ 災害に強い国づくり

2. 主な文部科学省関連部分

第2章 くらしと仕事の再生

(2) 地域における支えあい学びあう仕組み

- ・ 保健・医療施設、教育施設等の一体的整備や共同利用
- ・ 学校・公民館等における防災機能や地域コミュニティ拠点機能の強化
- ・ 幼稚園や保育所の財政基盤の脆弱さに配慮、幼保一体化施設（認定子ども園）として再開できるよう支援
- ・ 広く住民の参画を得て、地域の特色を生かした防災教育の推進
- ・ 被災地のニーズや実情を踏まえ、奨学金や就学支援等の支援を適切に実施
- ・ 教職員やスクールカウンセラー等の適切な配置
- ・ 大学・高専等における、地元産業の復興やグローバル化対応のための人材育成

(3) 地域における文化の振興

- ・ 文化財の修理・修復の推進
- ・ 祭りなどの伝統的行事や方言の再興、保存、継承への支援
- ・ 迅速な埋蔵文化財調査のための体制の整備
- ・ 地域におけるスポーツ活動の促進や国際競技大会の招致・開催

(5) 地域経済活動の再生

企業・イノベーション

- ・ 教育研究基盤の早期回復、一層の強化
- ・ 産学官の連携により、スピード感ある技術革新を可能にするための中長期的、継続的、弾力的な支援スキームを構築
- ・ 被災地の大学を中心とする地域復興センター的機能の整備
- ・ 研究開発の促進による技術革新を通じた新産業及び雇用の創出

(具体例)

- ・ 三陸沿岸域の大学、研究機関等のネットワーク形成による海洋生態系の解明
- ・ 東北の強みである電子部品、材料等の分野を活かした世界レベルの新規事業の創出
- ・ 大学病院を核とする医療人材育成システムの構築、医療・健康情報の電子化・ネットワーク化、地元企業と連携した創薬・橋渡し研究等の実施

(6) **地域経済活動を支える基盤の強化**

- ・ 教育等の分野における情報の一層のデジタル化、クラウドサービス導入の推進

(7) **地方分権的な規制・権限の特例など特区の活用**

(8) **基幹税を中心とする臨時増税措置の検討、民間資金の活用**

第3章 原子力災害からの復興に向けて

(2) **事態の収束と国の責務(原子力災害の復旧・復興対応、原因究明と影響の評価、検証)**

(3) **被災者や被災自治体への支援**

- ・ 被災者への迅速、公平かつ適切な賠償
- ・ 「原子力損害賠償支援機構法案」の早期成立

(4) **放射線量の測定と公開**

- ・ 全国統一的な方針、基準によるモニタリングを一元的、計画的・継続的に実施

(5) **土壌汚染等への対応**

- ・ 関係研究機関の叡智を結集し、現場レベルでの実証を行いつつ、除染の手法を早期に確立して着実に実施

(6) **健康管理**

- ・ 放射線の影響に関する長期的な健康管理や最先端の研究・医療を行う施設等を福島県に整備

(7) **復興に向けて**

- ・ 大学、研究機関、民間企業等の協力の下、内外の叡智を結集する開かれた研究拠点を形成し、環境修復の実践に関する先端的な取組を推進
- ・ 福島県に世界をリードする医薬品・医療機器・医療ロボットの研究開発、製造拠点を形成
- ・ 産学連携による最先端の医薬品・医療機器の研究開発、先端的な医療機関の整備
- ・ 福島県への再生可能エネルギーに関する研究拠点の設置

第4章 開かれた復興

(2) **経済社会の再生**

- ・ 再生可能エネルギーや省エネルギー技術の革新的技術開発

(3) **世界に開かれた復興**

- ・ 情報発信や情報開示による風評被害の払拭、日本ブランドの信頼性の回復
- ・ 外国人留学生に対する適切な災害情報の提供などの支援強化
- ・ わが国の活力となるべき外国人研究者等の受け入れの促進

(5) **災害に強い国づくり**

- ・ 地震・津波災害に関する防災対策等総合的な学術調査
- ・ 地震・津波の観測体制の強化、津波予報のあり方等の検討
- ・ 地震・津波災害、原子力災害の記録・教訓についての大学等との十分な連携
- ・ 原資料や津波災害遺産等の早期収集、誰もがアクセス可能な一元的に保存・活用できる仕組みの構築と関係資料・映像等のデジタル化

「東日本大震災からの復興の基本方針」のポイント
(平成23年7月29日)

1. 基本方針のポイント

1. 基本的考え方

- 本方針は、東日本大震災復興基本法第3条に基づき、国による復興のための取組みの基本方針を示したもの。
- 東北地方の有する多様性や潜在力を最大限活かし、新しい東北の姿を創出。
- 原子力災害からの復興は、国が責任を持って再生・復興に取り組む。

2. 復興期間

- 復興期間は 10年（当初の 5年間は集中復興期間）。
- 一定期間後に事業の進捗等を踏まえて 規模の見込みと財源の見直しを実施。

3. 実施する施策

- ①被災地域、②被災地域と密接に関連する地域、③全国での施策を実施。

4. あらゆる力を合わせた復興支援

- 国の総力を挙げた取組
復興特区制度の創設、使い勝手のよい交付金の創設
- 「新しい公共」など 民間の力による復興
- 当初 5年間（27年度末まで）の事業規模は 19兆円程度、10年間では 23兆円程度
- 集中復興期間の財源は、1次等及び2次の補正予算における財源のほか、歳出削減、特別会計、公務員人件費等の見直し等及び基幹税等の時限的な税制措置により、13兆円
- 復興債の償還期間は、集中復興期間及び復興期間を踏まえ、今後検討

5. 復興施策

以下の4つの項目で、具体策を提示。

- 災害に強い地域づくり
 - ・ 高齢化等に対応した地域づくり
 - ・ 減災に基づく施策の総動員
 - ・ 市町村に対する支援
- 地域における暮らしの再生
 - ・ 地域の支え合い
 - ・ 雇用対策
 - ・ 教育の振興
 - ・ 復興を支える人材育成
 - ・ 文化・スポーツの振興
- 地域経済活動の再生
 - ・ 技術革新を伴う復興
 - ・ 企業、農林業、水産業、観光業の復興支援
 - ・ 災害に強い交通・物流、情報通信の構築
 - ・ エコタウンの実現
- 大震災の教訓を踏まえた国づくり
 - ・ 再生可能エネルギー・省エネルギー対策の推進
 - ・ 日本ブランドの再構築
 - ・ 「新しい公共」の活用
 - ・ 防災対策の強化

6. 原子力災害からの復興

- 応急・復旧対策
原発事故の収束、正確な情報提供、安全対策・健康管理、賠償、放射性物質の除去
- 復興対策
医療産業、再生可能エネルギーの拠点整備

7. 復興支援の体制等

- 復興対策本部の役割、復興庁（仮称）の検討

2. 主な文部科学省関連部分

<災害に強い地域づくり>

○ 「減災」の考え方に基づくソフト・ハードの施策の総動員

- ・ 迅速な埋蔵文化財調査のための体制の整備

<地域における暮らしの再生>

○ 教育の振興

- ・ 学校等のハード面、ソフト面から防災機能の強化
- ・ 学校と、福祉施設・社会教育施設等との一体的整備を検討
- ・ 被害大の幼稚園等の再建支援、幼保一体化施設（認定子ども園）としての再開支援
- ・ 被災地のニーズや実情を踏まえた就学援助や奨学金等の多様で手厚い就学支援
- ・ 学生・生徒に対する就職支援の強化
- ・ 教職員配置の特例的措置、スクールカウンセラー等の派遣
- ・ コーディネーターを活用した地域のネットワークづくりの支援

○ 復興を支える人材の育成

- ・ 大学・高専等における先進的な教育の実施や産学官連携の取組みの支援

○ 文化・スポーツの振興

- ・ 文化財等の修理・修復の推進、伝統的行事や方言の再興等への支援
- ・ 地域におけるスポーツ活動の促進、国際競技大会の招致・開催

<地域経済活動の再生>

○ 企業、産業・技術等

- ・ 大学等における復興のためのセンター的機能の整備
- ・ 中長期的、継続的、弾力的な支援スキームによる知と技術革新の拠点機能の形成
(具体例)
 - ・ 海洋生態系の解明による漁場復興等のため大学、研究機関等のネットワーク形成
 - ・ 東北の強みである材料開発、光、ナノテク分野等における産学官協働の推進
 - ・ メディカル・メガバンク構想等大学病院を核とする医療人材育成や創薬・橋渡し研究

<大震災の教訓を踏まえた国づくり>

○ 電力安定供給の確保とエネルギー戦略の見直し

- ・ 再生可能エネルギー、省エネルギー等の革新的技術開発の推進

○ 世界に開かれた復興

- ・ 外国人留学生及び外国人研究者に対する適切な災害情報の提供、研究活動等の支援

○ 今後の災害への備え

- ・ 地震・津波等の観測・監視・予測体制の強化
- ・ 地域も巻き込んだ防災教育の推進
- ・ 学校・試験研究機関の耐震化などの防災対策の強化と危機管理機能のバックアップ
- ・ 災害時の被害状況把握等のため衛星システムの利用を検討
- ・ 震災に関する学術調査、関係資料・映像等のデジタル化

<原子力災害からの復興>

- ・ 放射線量等きめ細かで抜け落ちのないモニタリングと情報提供
- ・ 子どもたちが受ける被ばく線量低減のための取組を着実に実施
- ・ 住民の継続的な健康管理を実施
- ・ 被災者に対する迅速、公平かつ適切な賠償を推進
- ・ 福島県に国内外の叡智を結集する開かれた環境修復技術等の研究拠点を形成
- ・ 産学官連携による最先端の医薬品・医療機器の研究開発、製造拠点を整備
- ・ 再生可能エネルギーの世界最先端の研究拠点の整備